

○総務省令第六十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。</p> <p>二の二 前号の計画には、地域広帯域移動無線アクセスシステム(二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム(広帯域移動無線アクセスシステムであつて、免許人の所有する土地等又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gのシステムの制御信号の送受信のために必要な区域の範囲に限って無線局の開設が認められるもの)以外のもの)の無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画が含まれていること。</p> <p>〔三〇八 略〕</p> | <p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画(その局が二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。)を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。</p> <p>〔新規〕</p> <p>〔三〇八 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>   |  |

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(空中線電力の表示)<br/>           第四条の四 [略]</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもって表示する。<br/>           「一〇八 略」</p> <p>九 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局の送信設備<br/>           「3 略」</p> <p>(特定無線局の対象とする無線局)<br/>           第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。<br/>           「一〇七の二 略」</p> <p>七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>「八・九 略」</p> <p>「2 略」</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)<br/>           第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。<br/>           「一〇七の二 略」</p> <p>七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>(1) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの<br/>           「八〇十二 略」</p> | <p>(空中線電力の表示)<br/>           第四条の四 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「3 同上」</p> <p>(特定無線局の対象とする無線局)<br/>           第十五条の二 [同上]</p> <p>「一〇七の二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「八・九 同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)<br/>           第十五条の三 [同上]</p> <p>「一〇七の二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「八〇十二 同上」</p> |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| お 出 発  | お 出 発  |
|--|--|
| <p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>〔注1～20 略〕</p> <p>21 21の欄は次によること。</p> <p>〔(1)～(9) 略〕</p> <p>(10) <u>無線局根本基準第3条第2号の2に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、同号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p>(11) <u>ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p>(12) <u>無線局根本基準第3条第2号の2に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル5Gの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。</u></p> <p>ア <u>無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者が開設する無線局</u></p> <p>イ <u>無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者からの依頼により開設する無線局</u></p> <p>ウ <u>その他通信の相手方が停止して運用する無線局</u></p> <p>(13) <u>ローカル5Gの無線局にあつては、サブライクエーション対応を含む十分なサイバセキリティ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。</u></p> <p>(14) 〔略〕</p> <p>〔22～24 略〕</p> | <p>別表第二号第2 〔同左〕</p> <p>〔様式 同左〕</p> <p>〔注1～20 同左〕</p> <p>21 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(9) 同左〕</p> <p>(10) <u>2.575MHzを超え2.595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(11) 〔同左〕</p> <p>〔22～24 同左〕</p> |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記による。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章～第三章 略  
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

【第一節～第四節の四の六 略】

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二）

【第四節の五～第九節 略】

【第五章 略】

附則

（定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）をいう。

【二～九の二 略】

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

【十一～十四 略】

十五 「ローカル5G」とは、二八・2GHzを超え二八・3GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同下欄に掲げるとおりとする。

目次

第一章～第三章 同上  
第四章 同上

【第一節～第四節の四の六 同上】

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二）

【第四節の五～第九節 同上】

【第五章 同上】

附則

（定義）

第三条 同上

一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信を除く。）をいう。

【二～九の二 同上】

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

【十一～十四 同上】

【新設】

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 同上



送信設備

|           |           |
|-----------|-----------|
| 上限(パーセント) | 下限(パーセント) |
|-----------|-----------|

|           |                                    |     |     |     |
|-----------|------------------------------------|-----|-----|-----|
| 〔一七～一九 略〕 | 十六 シングルキャリア                        | [略] | [略] | [略] |
|           | ア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式        | [略] | [略] | [略] |
|           | 携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル5Gの無線局の送信設備 | [略] | [略] | [略] |
|           | [略]                                | [略] | [略] | [略] |
|           | [略]                                | [略] | [略] | [略] |

(人体にばく露される電波の許容値)  
 第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

|         |   |      |     |
|---------|---|------|-----|
| 無線局     | 周波数帯  | 測定項目 | 許容値 |
|         | (1) [略]   | [略]  | [略] |
|         | (2) 携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局 | [略]  | [略] |
| (3) [略] | [略]   | [略]  | [略] |

〔二・三 略〕  
 〔二～四 略〕

(副次的に発する電波等の限度)  
 第二十四条 [略]

〔二～七 略〕  
 8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

送信設備

|           |           |
|-----------|-----------|
| 上限(パーセント) | 下限(パーセント) |
|-----------|-----------|

|            |                             |      |      |      |
|------------|-----------------------------|------|------|------|
| 〔一七～一九 同上〕 | 十六 シングルキャリア                 | [同上] | [同上] | [同上] |
|            | ア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式 | [同上] | [同上] | [同上] |
|            | 携帯無線通信を行う無線局の送信設備           | [同上] | [同上] | [同上] |
|            | [同上]                        | [同上] | [同上] | [同上] |
|            | [同上]                        | [同上] | [同上] | [同上] |

(人体にばく露される電波の許容値)  
 第十四条の二 [同上]

一 [同上]

|          |                                    |      |      |
|----------|------------------------------------|------|------|
| 無線局      | 周波数帯                               | 測定項目 | 許容値  |
|          | (1) [同上]                           | [同上] | [同上] |
|          | (2) 携帯無線通信を行う陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局 | [同上] | [同上] |
| (3) [同上] | [同上]                               | [同上] | [同上] |

〔二・三 同上〕  
 〔二～四 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)  
 第二十四条 [同上]

〔二～七 同上〕  
 8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・六GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇九 略〕

十 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の受信装置

〔表略〕

〔注 略〕

〔9〕32 略

〔シ〕ングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備  
第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔表略〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

〔ロ〕 キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、（1）に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、（2）に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

（1） 基地局

〔イ〕 略

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局

〔ハ〕 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

（2） 陸上移動局

〔イ〕 略

及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに三・六GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下又は二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇九 同上〕

十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

〔表同上〕

〔注 同上〕

〔9〕32 同上

〔シ〕ングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備  
第四十九条の六の九 「同上」

〔表同上〕

一 「同上」

〔イ〕ホ 同上

〔ロ〕 「同上」

（1） 「同上」

〔イ〕 同上

〔ロ〕 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

（2） 「同上」

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔ト 略〕

〔二 略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一 略〕

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 略〕

〔三〇六 略〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔ト 同上〕

〔二 同上〕

〔同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一 同上〕

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 同上〕

〔三〇六 同上〕

第四十九条の六の十 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 略

へ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局）へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕略

(ロ) シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕略

(ロ) シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔下〕略

〔一〕略

〔二〕略

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕略

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

〔イ〕ホ 同上

へ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔イ〕同上

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(ハ) シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 〔同上〕

〔イ〕同上

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

(ハ) シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔下〕同上

〔一〕同上

〔二〕同上

3 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕同上

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移

及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 略〕

〔4〇6 略〕

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十二 「略」

2 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備及びローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力(二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又はローカル5Gの無線局から送信される搬送波を使用する無線設備)は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 略〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の

動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 同上〕

〔4〇6 同上〕

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十二 「同上」

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

三 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 同上〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 「同上」

周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ニ 略

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限るものとする。

(1) 基地局

〔イ〕 略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕 略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局

〔イ〕 略

〔二〕 略

〔2〕 略

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれかに適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕五 略

〔4〕8 略

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分

一 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔イ〕 同上

〔二〕 同上

〔2〕 同上

〔同上〕

3 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕五 同上

〔4〕8 同上

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分



直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局  
次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

[(7)・(4) 略]

[(2)～(22) 略]

[32～57 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第11 略]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シンブルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシンブルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～5 略]

6 シンブルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

[(1)～(3) 略]

[第13～第74 略]

別表第三号（第7条関係）

[1～16 略]

17 携帯無線通信を行う無線局、携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シンブルキャリア

無線通信を行う無線局のうち、第49条の6の12第2項に規定する無線局  
次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

[(7)・(4) 同左]

[(2)～(22) 同左]

[32～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第11 同左]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シンブルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシンブルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～5 同左]

6 シンブルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

[(1)～(3) 同左]

[第13～第74 同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～16 同左]

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 同左]

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シンブルキャリア



|  |   |
|--|---|
| <p>リテ周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシンクルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>[18～63 略]</p> | <p>リテ周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシンクルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>[18～63 同左]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。</p>  |   |

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第四条の規定による改正前の無線設備規則（以下「設備規則」という。）第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備の条件については、第四条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際、現に受けている第四条の規定による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なお、その効力を有する。

4 この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第2(11)の規定は、令和五年三月三十一日限り、その効力を失う。

